

ふれあい

No. 117

令和3年7月

発行所

社会福祉法人
太子町社会福祉協議会

〒583-0991

大阪府南河内郡太子町春日963-1

太子町立総合福祉センター内

TEL 0721-98-1311

FAX 0721-98-2111

<http://www.taishi-syakyo.net>

新型コロナウイルス感染症特例

緊急小口資金・ 総合支援資金貸付について



大阪府社会福祉協議会では、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入が減少・失業した方のおられる世帯を対象に生活資金をお貸ししています。

緊急小口資金 貸付金額 20万円以内（特別な場合）
※その他の場合は10万円まで貸付

総合支援資金 貸付金額（単身世帯）月15万円以内
（複数世帯）月20万円以内
※貸付期間 原則3カ月以内

※詳しくは、右記のQRコードより大阪府社会福祉協議会HPにて確認していただけます。

※お問い合わせは、町立総合福祉センター内、太子町社会福祉協議会までお電話でお願いします。



※令和3年8月31日まで申請期間が延長されました

毎年7月は“社協会員募集”の月です

社会福祉協議会（社協）は、地域住民の皆様と一緒に住みよい町づくりを目指して活動する民間の団体です。行政からの補助金や受託金、共同募金配分金、皆さまからいただく寄付金などを主な財源として事業を推進しておりますが、補助金などによる収入にも限界があり、さらなる活動の活性化をはかるために自主財源の確保が急務となっています。

本年度につきましても、『社協一般賛助会員』（一口500円）を、各地区福祉委員会を通じましてご協力をお願いをしておりますので、皆様のご理解とご協力よろしくお願い申し上げます。また、更に社協活動にご賛同いただける方々を対象に『社協特別賛助会員』（一口5000円以上）をあわせて募集させていただいておりますので、ご協力よろしくお願い致します。

ご協力いただいた一般賛助会費の半額は、各地区福祉委員会の活動費として、もう半額は社協のボランティア関係事業の財源として、特別賛助会費につきましては、全額社協の福祉活動の財源としてそれぞれ活用されています。



※社協会費の納入は、直接社協事務局へお届けいただくか、“大阪南農協太子支店”から、備え付けの専用振込用紙（手数料無料）にてご協力をお願い致します。

※取り扱い口座

大阪南農協 太子支店 普通 No.9737383

(福)太子町社会福祉協議会 会長 田中一勲(タナカカズノリ)

令和2年度事業報告及び決算報告 並びに令和3年度事業計画及び 予算が承認されました！



令和3年6月に理事会及び評議員会が開催され、令和2年度事業報告及び決算報告について審議され、何れも原案どおり承認されました。また、令和3年度事業計画及び予算については、3月に開催されました理事会及び評議員会にてそれぞれ承認されました。

令和3年度事業計画

1. 社協組織の強化と財源基盤の強化

- ①三役会・理事会の開催
- ②評議員会の開催
- ③監査の実施
- ④その他諸会議の開催
- ⑤役員研修会の実施及び各種研修会への参加
- ⑥保健・福祉・医療関係機関・団体との連携の強化
- ⑦社協会員の加入促進（一般賛助会員・特別賛助会員・組織構成会員）
- ⑧自主財源の確保（郵便切手類販売・自動販売機設置など）
- ⑨広報・啓発活動の推進
 - ・社協広報紙『ふれあい』の発行（3回／年）
 - ・ホームページの運営、情報発信ツールとしてfacebookの活用
- ⑩適正な事業運営と事務の透明性の確保及び財政規律の強化
- ⑪社会福祉法人としてのコンプライアンス（法令遵守）の徹底
- ⑫地域福祉活動の支援にかかる連携協定に伴う政策協議・実務協議の開催

2. 地域福祉事業の推進

- ①地区福祉委員会活動の充実と運営の強化
 - ・委員会の開催および各種研修会の実施
 - ・地区ふれあい広場及び世代間交流事業の充実
- ②小地域ネットワーク活動の推進
 - ・いきいきサロン活動の推進
 - ・いきいきサロン代表者連絡会及び研修会の開催
 - ・見守り友愛訪問活動の推進
- ③地域福祉活動計画に沿った取り組みの推進
- ④生活支援コーディネーターによる地域包括ケアシステム構築の推進
 - ・SASAE 愛太子（地域づくり協議体）による地域づくりの推進
- ⑤コミュニティソーシャルワーカー（CSW）による伴走型支援の推進
- ⑥地域共生社会の実現に向けた包括的な相談支援体制づくりの推進
 - ・地域力強化支援員による「支え合いつながるまち」の推進
 - ・相談支援包括化推進員による多機関協働の包括的支援体制づくりの推進
- ⑦車イス移動車（ふれあい号）貸出し事業の実施

- ⑧町と連携した移動・外出支援事業に関する取り組みの推進
- ⑨町と連携した『地域づくりからの支え合い勉強会』への取り組みの推進
- ⑩民生委員児童委員協議会と連携した地域福祉の取り組みの推進
- ⑪地域の防災減災に関する取り組みの推進
- ⑫防災訓練等への参加・協力
- ⑬施設連絡会による地域貢献事業の推進
- ⑭福祉教育（学習）に関する取り組みの推進
- ⑮ICTを活用した地域や属性を超えたつながりづくりの推進
- ⑯安心・安全ウォーキング事業の推進

3. ボランティア活動の推進

- ①ボランティアグループリーダー連絡会の開催
- ②ボランティア活動保険の加入促進
- ③ボランティア登録・斡旋の円滑化
- ④ボランティアグループ立ち上げ支援・活動支援及び活動助成金の交付
- ⑤ボランティア養成講座・研修会の開催
- ⑥手話通訳者養成講座の実施
- ⑦『ふれあいフリーマーケット』の開催
- ⑧府社協ボランティア連絡会事業への参加・協力
- ⑨夏のボランティア体験プログラムへの参加
- ⑩ボランティア活動に関する情報提供
- ⑪ボランティア情報紙『ボランティアだより』の発行（1回／年）
- ⑫被災地支援ボランティア活動の推進及び継続的な活動の実施
- ⑬大阪府内社協間災害ボランティアセンター運営支援者の育成
- ⑭各種養成講座の実施
- ⑮有償ボランティア活動（生活支援）への取り組みの推進と他団体との連携強化

4. 相談援助業務の充実と強化

- ①心配ごと相談事業の実施
- ②コミュニティソーシャルワーカー（CSW）による総合生活相談援助業務の実施
- ③相談支援包括化推進員による多機関との協働の包括的な相談・支援の実施
- ④成年後見人制度利用への相談・支援の実施

⑤福祉サービス苦情相談の受付業務の実施

5. 大阪府生活福祉資金の貸付事業

低所得者、失業者、高齢者及び障がい者の世帯を対象にした資金貸付窓口業務

- ・福祉資金
- ・教育支援資金
- ・総合支援資金
- ・不動産担保型生活資金
- ・小口生活資金

6. 生活困窮者世帯への支援の実施

- ①『愛の小箱』（独自事業）運営による生活困窮者及び低所得者福祉対策の実施
- ②年末年始レスキュー太子事業の実施
- ③自立相談支援機関は一と・ほっと相談室との連携

7. 日常生活自立支援事業の運営

- ①住み慣れた地域での在宅生活支援
- ②利用者の立場に立ち、信頼関係を大切にされた対応と支援
- ③事故・トラブル等の予防対策の整備と事務の透明性の確保

8. 善意銀行事業

- ①善意で寄せられた寄付金及び物品の適正な管理
- ②住民や住民活動に還元できる効果的な運用の実施

9. 町共同募金会事務局の運営

- ①赤い羽根共同募金運動の実施（10月1日～）
- ②歳末たすけあい運動の実施（12月1日～）
- ③適正な運営と事務の透明性の確保

10. 福祉と人権に関する取り組みの推進

- ①社会的な援護を要する人々へのソーシャルインクルージョン（社会的包容）に関する取り組みの推進

- ②社会による排除・摩擦や社会からの孤立等の人権問題に関する研修会への参加
- ③個人情報の適切な取り扱い
- ④太子町人権協会への参画

11. 受託事業の適正な運営と事務局業務の実施

- ①大阪府社協受託事業
 - ・大阪府生活福祉資金申請窓口業務
 - ・日常生活自立支援事業
- ②大阪府共同募金会受託事業
 - ・太子町共同募金会事務局業務
- ③太子町受託事業
 - ・総合福祉センター指定管理者業務（2020～2024）
 - ・生活支援コーディネーター配置事業
 - ・地域力強化推進事業
 - ・多機関の協働による包括的支援体制構築事業
 - ・サロン送迎事業
 - ・高齢者介護予防健康管理事業（地域リハビリテーション活動）
 - ・ふれあい農園事業
 - ・配食事業（「食」の自立支援事業）
 - ・手話通訳者養成講座事業
 - ・太子町老人クラブ連合会（和光会）事務局業務
 - ・太子町身体障害者福祉協議会事務局業務
 - ・太子町母子寡婦福祉会事務局業務
 - ・太子町手をつなぐ親の会事務局業務
 - ・太子町遺族会事務局業務
 - ・太子町生きがい人材センター事務局業務
 - ・日本赤十字社大阪府支部太子町分区分事務局業務



令和3年度予算 及び 令和2年度決算

（単位：円）

収 入	令和3年度予算	令和2年度決算	支 出	令和3年度予算	令和2年度決算
会費収入	2,170,000	765,000	人件費支出	67,801,000	59,126,274
寄付金収入	450,000	565,000	事業費支出	20,330,000	22,367,516
経常経費補助金収入	45,023,000	39,720,820	事務費支出	998,000	1,239,398
受託金収入	47,533,000	51,647,938	貸付事業等支出	200,000	30,000
貸付事業等収入	200,000	50,000	助成金支出	3,877,000	3,069,770
負担金収入	168,000	145,800	負担金支出	250,000	246,200
受取利息配当金収入	53,000	52,672	その他の支出	0	0
その他の収入	1,100,000	1,300,859	返還金支出	0	0
施設整備等による収入	0	0	施設整備等による支出	10,000	0
その他の活動による収入	0	1,254,640	その他の活動による支出	3,031,000	2,605,200
			予備費	200,000	0
前期末支払資金残高	21,562,000	21,561,681	当期末支払資金残高	21,562,000	28,380,052
計	118,259,000	117,064,410	計	118,259,000	117,064,410

※上記の決算関係書類については「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」ホームページより閲覧できます。



第3期 太子町地域福祉計画・ 太子町地域福祉活動計画が策定されました！



太子町及び太子町社会福祉協議会では、『第3期太子町地域福祉計画・太子町地域福祉活動計画』を策定しました。

この計画書では、より実効性を高めるため、今回も町が策定する行政計画と社協が策定する住民活動計画とが一体的に策定されており、「みんなが支え合いつながるまち～たいし～すべての住民が安心していきいきと暮らせるまち」の基本理念のもと、地域住民や地域の多様な主体が地域の課題を「我が事」として捉えて参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながる「地域共生社会」の実現をめざしています。

なお、計画書は本会事務局で自由に閲覧できるほか、本会ホームページからもダウンロードできます。

町内の各町会・自治会で取り組まれている “いきいきサロン活動”を紹介します！

★いきいきサロンとは？★

地区福祉委員が主体となり、地域のボランティアの協力を得ながら、地域の高齢者・障がい者の方々が自宅に閉じこもったりしないように、集会所などの集まりやすい場所で生きがいがづくりや健康づくりを目的に実施する仲間づくりのサロンで、現在、町内の24か所で開催されています。



新型コロナウイルス感染拡大による2度目の緊急事態宣言が解除された2月28日以降、太子町内の15か所でいきいきサロン活動が再開されました。

サロンの再開にあたっては、三密への対策を徹底し、社協より配布した非接触体温計やアルコール消毒液、フェイスガード等を活用して、感染対策にもご協力をいただきました。

もう暫くは、感染予防対策のため日常生活の様々な場面において制限が続くと思われていますが、今出来る地域活動を少しずつではありますが継続していければと考えておりますので、今後とも地域の皆さまのご理解とご協力をよろしくお願い致します。

社協へのご支援ありがとうございます

令和3年1月～5月までに間に、社協へご寄付いただきました皆様

(単位：円)

寄付者芳名	金額	寄付者芳名	金額	寄付者芳名	金額
匿名	100,000	上野勝己	10,000	廣谷壽美子	10,000
杉山一弥	10,000	小路庸吉	10,000	橋場久幸	10,000
松田勇	10,000	池田豊	10,000	中谷満	10,000
田中あき代	10,000	山本俊子	10,000	三浦孝朗	10,000
匿名	10,000	西田稔	10,000	匿名	1,500,000
武田節子	10,000	上田晃宏	10,000		

(順不同・敬称略)

令和3年度 手話奉仕員・通訳者養成講座 受講生を募集します

太子町社協では、講座を受講される方に聴覚障がい者への正しい理解と交流活動を促進するために必要な知識と、手話技術に関する内容を学んでいただき、聴覚障がい者の社会生活における円滑なコミュニケーション支援の担い手となっていただくことを期待し手話奉仕員・通訳者養成講座を開講します。

◎受講を希望される方は、総合福祉センター内、太子町社会福祉協議会事務局
(☎98-1311) までお申し込みください。

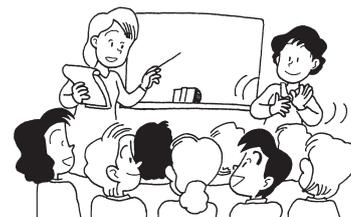
◎各講座とも定員になり次第募集を締め切らせていただきます。

◎テキスト代等は自己負担となります。

◎国民の祝日、お盆、年末年始等は休講となります。

◎講座で使用する部屋は都合により変更される場合があります。

◎新型コロナウイルス感染拡大の状況により、休講となる場合があります。



【入門講座】

開 講 講 座	定 員	時間・場所
火曜日 夜の部 7月27日(火)から 毎週火曜日 (全10回)	7名	19:30~20:30 役場3階 会議室2
金曜日 昼の部 7月30日(金)から 毎週金曜日 (全10回)	7名	14:00~15:00 役場3階 会議室2

【初級講座】 (入門講座から引き続き受講できます)

開 講 講 座	定 員	時間・場所
火曜日 夜の部 10月26日(火)から 毎週火曜日 (全20回)	7名	19:30~20:30 役場3階 会議室2
金曜日 昼の部 10月22日(金)から 毎週金曜日 (全20回)	7名	14:00~15:00 役場3階 会議室2

【中級講座】

開 講 講 座	定 員	時間・場所
金曜日 夜の部 7月30日(金)から 毎週金曜日 (全30回)	7名	19:30~20:30 役場3階 会議室2

【上級講座】

開 講 講 座	定 員	時間・場所
火曜日 夜の部 7月27日(火)から 毎週火曜日 (全30回)	7名	19:30~20:30 役場3階 会議室3
金曜日 昼の部 7月30日(金)から 毎週金曜日 (全30回)	7名	15:30~16:30 役場3階 会議室2
金曜日 夜の部 7月30日(金)から 毎週金曜日 (全30回)	7名	19:30~20:30 役場3階 会議室3

車イス移動車『ふれあい号』貸し出し事業を実施しています (利用料無料)

太子町社協では、歩行が困難な高齢者・障がい者の方々を対象に『ふれあい号』車イス移動車(軽自動車)の貸し出しを行っています。

対象者 太子町に居住されていて、車イスを利用している為一般乗用車への移乗が困難な方

利用回数 1回につき3日まで(1ヶ月に2回まで)

申し込み 車両の空き状況を確認のうえ、貸出申請書に以下の書類を添付し利用の前日までに社協事務局までお申し込みください。

(添付書類) ①利用者(車イスを利用されている方)の現住所が確認できる書類の写し

②運転される方の運転免許証の写し

その他 運転者は、利用者の親族の方で、3年以上の運転経験をお持ちの方とさせていただきます。

※詳しくは、太子町社会福祉協議会事務局(☎98-1311)まで、お気軽にお問い合わせ下さい。



にちじょうせいかつじりつしえんじぎょう
～ 日常生活自立支援事業 ～

普段の暮らしを支えるサービスです

太子町にお住いの認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な方が、住みなれた地域でこれからも生活できるように社会福祉協議会がお手伝いします。

※サービスを利用するまでには、何度か訪問しお話を聞かせていただきます。



《お手伝いできる主な内容》

- 福祉サービス利用援助
(必要なサービスを一緒に考えます)
- 日常の金銭管理サービス
(家賃や光熱水費の支払いなどをお手伝いします)
- 書類などの預かりサービス
(通帳や大切な書類をお預かりします)

「どうしていいかわからない」
 を一緒に解決していきましょう。
 まずはご相談ください。



詳しいことは、太子町社会福祉協議会事務局 (☎98-1311) までお気軽にお問い合わせください。

夜間のウォーキングに“反射タスキ”をお役立てください!
 ～ 安心・安全ウォーキング事業(反射タスキ配布(無償貸与)事業) ～

太子町社会福祉協議会では、日頃より健康のために町内をウォーキングされている方々に“反射タスキ”を配布(無償貸与)し、着用していただくことにより、自身の交通安全と健康に役立てていただき、さらには安全で住みよい地域づくりを確立するための地域の自主的な防犯活動につながっていくことを目的に、安心・安全ウォーキング事業を実施しています。

《配布対象者》

太子町に居住されていて事業の趣旨に賛同し継続的に活動していただける方。

※貸出申込書の提出をお願いします。

(但し、活動を中止したときはタスキを返却していただきます。)

《その他》

申込者が未成年の場合は、保護者の同意を必要とします。



詳しいことは、太子町社会福祉協議会事務局
 (☎98-1311) までお問い合わせください。

ご長寿お祝い事業の
 お知らせ

太子町社会福祉協議会では、太子町に居住され、町会・自治会に加入(5年以上継続して加入)されている満90歳のお誕生日を迎えられた方へ、ご長寿をお祝いしてお祝金(10,000円)を、また、満100歳のお誕生日を迎えられた方にはお祝金(30,000円)をお贈りしています。

該当される方は、太子町社会福祉協議会事務局(☎98-1311)までお知らせください。

※お祝金の申請期限は、お誕生日を迎えられてから1年以内とさせていただきますのでご注意ください。



心配ごと相談

• 相談日
 毎月10・25日
 (但し、土曜日の場合前日
 日曜日の場合翌日)

• 相談員 民生委員児童委員・主任児童委員
 社会福祉協議会職員
 • 相談時間 午後1時30分～3時
 • 場所 太子町役場1階相談室

社協は“誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり”をめざしています。



編集後記

“ふれあい”第117号をお届けします。

太子町社会福祉協議会に、福祉に関するご意見がありましたら、どんなことでも結構です。

“皆様の声をお寄せ下さい” TEL 98-1311 FAX 98-2111